



告目示次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成18年
7月10日
(月曜日)
第 12777号

- 青少年に有害な図書等の指定
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

(四六三・こども課) 一
(四六四・長寿社会課) 二
(四六五・〃) 三

- 落札者等の公示
 - 随意契約の相手方等の公示

(情報・業務改革課)

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証
 - 開発行為に関する工事の完了
 - 県営七山地区土地改良事業の工事完了

(県民協働課)
(まちづくり推進課)

- 警備員指導教育責任者講習の実施

公告文

公安局委員會事項

○告示

◎佐賀県告示第四百六十三号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年七月十日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-79	オトナの実名では話せない秘密の告白 8月号	雄出版(株)	02195-08	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18-80	漫画 ダイナマイト 8月号	辰巳出版(株)	05979-8	
"	18-81	コミック まるるまん 本当にあったHな話 8月号	株ぶんか社	13701-8	
"	18-82	別冊 ローレンス VOL.11 漫画ローレンス 8月号増刊	株綜合図書	18388-8/1 ①2006-8/16	
"	18-83	危険恋愛H ⑩	株松文館	55153-70	
"	18-84	特撰 三十路妻 8月号	株笠倉出版社	16781-8	
"	18-85	月刊 メルフレ ボンバー NO-063 8月号	KKベストセラーズ	08513-08	
"	18-86	暴走ドキュメント 素人A VOL.27 若妻 (ヤンツマ) 8月号増刊	株バウハウス	08842-08 ①2006/8/19	
"	18-87	DVD DOKAN 8月号	曙出版(株)	06481-08	
"	18-88	@BUNTA あっと・ぶんた！ 8月号	株コアマガジン	11537-08	
"	18-89	新妻が好きッ！ VOL.20 GOKUH 8月号増刊	株バウハウス	03798-08	
"	18-90	ザ・ベストMAGAZINE No.267 8月号	KKベストセラーズ	14003-08	

●佐賀県告示第四百六十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年七月十日

佐賀県知事 古川康

(一) 指定年月日 平成十八年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社栄進堂薬局

所在地 栃島郡白石町遠江百八十七番地十七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

ア 名 称 栄進堂

所在地 栃島郡白石町遠江百八十七番地十七

サービスの種類 福祉用具貸与

イ 名 称 栄進堂

所在地 栃島郡白石町遠江百八十七番地十七

サービスの種類 特定福祉用具販売

(二) 指定年月日 平成十八年七月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社メデカジャパン

所在地 埼玉県鴻巣市天神三丁目六百七十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

ア 名 称 さがケアセンターそよ風

所在地 三養基郡上峰町坊所字大塚千五百二十三番地五十三

サービスの種類 通所介護

イ 名 称 さがケアセンターそよ風

所在地 三養基郡上峰町坊所字大塚千五百二十三番地五十三

サービスの種類 短期入所生活介護

(一) 指定年月日 平成十八年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社ジヨウジマ

所在地 伊万里市二里町八谷搦七百八十一番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 多機能ホーム伊万里

所在地 伊万里市二里町八谷搦七百八十一番地一

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 通所介護

所在地 幸田市平野町伊万里

(一) 指定年月日 平成十八年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社イワナガ商事

所在地 藤津郡太良町大浦戊四百四番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 有限会社イワナガ商事

所在地 藤津郡太良町大浦戊四百四番地

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社リリンク

所在地 唐津市神田二千二十九番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 からつメディカル

所在地 唐津市神田二千二十九番地二

サービスの種類 特定福祉用具販売

●佐賀県告示第四百六十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定
介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年七月十日

佐賀県知事 古川康

(一) 指定年月日 平成十八年七月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社ジヨウジマ
所在地 伊万里市二里町八谷搦七百八十一番地一
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 多機能ホーム伊万里
所在地 伊万里市二里町八谷搦七百八十一番地一

(一) 指定年月日 平成十八年七月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社栄進堂薬局
所在地 栃島郡白石町遠江百八十七番地十七
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
ア 名 称 栄進堂

(一) 指定年月日 平成十八年七月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 医療法人社団如水会
所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 通所リハビリテーション「いまむら」
所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六

(一) 指定年月日 平成十八年七月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社メデカラジャパン
所在地 埼玉県鴻巣市天神三丁目六百七十三番地
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
ア 名 称 さがケアセンターそよ風
所在地 三養基郡上峰町坊所字大塚千五百二十三番地五十三
サービスの種類 介護予防通所介護
イ 名 称 さがケアセンターそよ風
所在地 三養基郡上峰町坊所字大塚千五百二十三番地五十三
サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

(一) 指定年月日 平成十八年七月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社イワナガ商事
所在地 伊万里市立花町二千九百二十七番地九
サービスの種類 介護予防訪問看護

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 ア 名称 有限会社イワナガ商事 所在地 藤津郡太良町大浦戊四百四番地 サービスの種類 介護予防福祉用具販売	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 小島医院 所在地 伊万里市南波多町井出野一千四百六十一番地 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション
イ 名称 有限会社イワナガ商事 所在地 藤津郡太良町大浦戊四百四番地 サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売	○ 公 告
七 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有限会社リンク 所在地 唐津市神田二千二十九番地二	次のとおり落札者等について公告します。 平成18年7月10日 收支等命令者
八 (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 からつメティカル 所在地 唐津市神田二千二十九番地二 サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売 指定年月日 平成十八年七月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有限会社富永 所在地 伊万里市立花町千八百五十番地六 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 ディサービス立花 所在地 伊万里市立花町千八百五十番地六 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十八年七月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 小島伸彦	佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱 迎 出
九 (一) 5 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社佐賀I D C 代表取締役 浅川 達夫 (2) 住所 佐賀市中の小路5番5号 6 落札価格 435,094,800円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課	所在地 伊万里市南波多町井出野一千四百六十一番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 小島医院 所在地 伊万里市南波多町井出野一千四百六十一番地 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎
出

次のとおり随意契約の相手方について公告します。

平成18年7月10日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎
出

1 委託業務名

旅費事務の効率化運営業務

2 契約の相手方を決定した手続

随意契約

3 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

4 契約の相手方を決定した日

平成18年4月3日

5 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名 近畿日本ツーリスト株式会社 取締役社長 太田 孝

(2) 住所 東京都千代田区神田松永町19番の2

6 契約価格 52,031,490円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課

(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定期変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。
関係書類は、平成18年8月28日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

次のとおり随意契約の相手方について公告します。

平成18年7月10日

収支等命令者

佐賀県知事 古川康

1 申請のあった年月日

<p>2 申請に係る特定非営利活動法人 佐賀県佐賀市長瀬町10番37号</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人たすけあい佐賀 (2) 代表者の氏名 西田 京子</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市長瀬町10番37号</p> <p>(4) 定款に記載された目的 本会は、お互い様を合い言葉に助け合いの精神に基づいて、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を行うことを通じて、健康で安心して暮らしていくことのできる地域社会の建設に努力することによって、福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成18年7月10日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p style="text-align: center;">○ 警備業務</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 唐津市石志字門田4228番1、4229番1、4230番1、4230番3、4230番5、4231番1、4231番2、4231番7、4232番1、4232番5、4232番8、4233番1、4233番2、4234番1、4234番2、4235番1、4235番2、4236番1、4236番2、4237番1、4237番2、4238番1、4238番2、4239番1、4239番2、4240番1、4240番2、4241番1、4241番2、4242番1、4242番2、4243番1、4243番2、4244番1、4244番2、4245番1、4245番2、4246番1、4246番2、4247番1、4247番2、4248番1、4248番2、4249番1、4249番2、4250番1、4250番2、4250番6、4251番1及び4251番2</p> <p>(第2工区)</p>	<p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 唐津市西城内1番1号 唐津市土地開発公社</p> <hr/> <p>平成11年3月10日県営土地改良事業（中山間地域総合整備 区画整理及び暗渠排水）七山地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。</p> <p>平成18年7月10日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>平成11年3月10日県営土地改良事業（中山間地域総合整備 区画整理及び暗渠排水）七山地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。</p> <p>平成18年7月10日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施します。</p> <p>平成18年7月10日</p> <p>佐賀県公安委員会</p> <p>委員長 檜垣南治子</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分及び期日</p> <p>(1) 講習に係る警備業務の区分</p> <p>法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」とい</p>
--	--

う。)

(2) 期日

平成18年8月21日(月曜日)から平成18年8月25日(金曜日)までの5日間(各日とも午前8時から午後5時30分まで)

2 実施場所

ポリテクセンター佐賀(佐賀市兵庫町大字若宮1042番地2)

3 受講対象者

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

4 受講定員

10人(予定。先着順とする。)

5 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

平成18年7月25日(火曜日)から平成18年7月27日(木曜日)までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 申込先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いざれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条の警備員指導教育責任者講習(以下「特例講習」という。)を次のとおり実施します。

平成18年7月10日

佐賀県公安委員会
委員長 檜 垣 南治子

1 特例講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 特例講習に係る警備業務の区分

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第2条第1項第4号に規定する警備業務

イ 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書

(2) 期日

平成18年8月24日(木曜日)及び平成18年8月25日(金曜日)の2日間(各日とも午前8時から午後5時30分まで)

6 講習手数料等

(1) 講習手数料は、34,000円です。

(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講し

なかつた場合でも返還はできません。

7 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。

8 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 聞い合わせ先

その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033・3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-22-0954)に問い合わせてください。

7	講習の委託							
	この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。							
8	その他							
	(1) 持参する物							
	講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。							
	(2) 聞い合わせ先							
	その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033・3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-22-0954)に問い合わせてください。							

<p>3 受講対象者 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者</p> <p>4 受講定員 10人（予定。先着順とする。）</p> <p>5 受講申込期間、申込先等 (1) 申込期間 平成18年7月28日（金曜日）から平成18年8月3日（木曜日）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）</p> <p>(2) 申込先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）</p> <p>なお、郵送による申込みは受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類 ア 受講申込書 イ 旧資格者証の写し</p> <p>6 講習手数料等 (1) 講習手数料は、10,000円です。 (2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>7 講習の委託 この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。</p> <p>8 その他</p>	<p>(1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先 その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）に問い合わせてください。</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者を除く。）に対する講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施します。</p> <p>平成18年7月10日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県公安委員会 委員長 檜 垣 南治子</p> <p>1 追加取得講習に係る警備業務の区分及び期日 (1) 追加取得講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」といふ。）</p> <p>(2) 期日 平成18年8月24日（木曜日）及び平成18年8月25日（金曜日）の2日間（各日とも午前8時から午後5時30分まで）</p> <p>2 実施場所</p>
--	---

3 受講対象者	ポリテクセンター佐賀（佐賀市兵庫町大字若宮1042番地2）	7 講習の委託	この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。
追加取得講習は、受講申込日において、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者（旧資格者証を有する者を除く。）で、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの		8 その他	
4 受講定員	10人（予定。先着順とする。）	(1) 持参する物	講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。
5 受講申込期間、申込先等		(2) 問い合わせ先	その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）に問い合わせてください。
(1) 申込期間	平成18年7月25日（火曜日）から平成18年7月27日（木曜日）までの午前8時30分から午後5時まで		
(2) 申込先	住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）		
(3) 提出書類	なお、郵送による申込みは受け付けません。		
ア 受講申込書	イ 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書		
ウ 資格者証等の写し			
6 講習手数料等			
(1) 講習手数料は、10,000円です。			
(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかつた場合でも返還はできません。			

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年七月十日印 刷 及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発行定期所
株 每週月水金曜日
古 川 総合印刷